

## 資料3

## 国の基本指針の概要と市町村子ども・子育て支援事業計画について

## 1. 基本指針と市町村子ども・子育て支援事業計画の法的位置づけ

子ども・子育て支援法	条 文
第60条	内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
第61条	市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

## 2. 基本指針の構成

	事 項
①	子ども・子育て支援の意義に関する事項
②	教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
③	子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
④	児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
⑤	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
⑥	その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

## 3. 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困などの社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する

負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。

- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他社への信頼感の醸成、乳児期における他社との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

#### 4. 市町村子ども・子育て支援事業計画の記載事項

【必須記載事項】※文末の（ ）は、第二期計画に記載している該当箇所のページ番号

- 1 教育・保育提供区域の設定 (P27)
- 2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」(P27~28)
- 3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」(P29~45)
- 4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (P46~47)
- 5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の「確保の内容」(P46~47)

【任意記載事項】※文末の（ ）は、第二期計画に記載している該当箇所のページ番号

- 1 市町村子ども・子育て支援事業計画の基本理念 (P6)
- 2 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (P47)
- 3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (P47~49)
- 4-1 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (P50)
- 4-2 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携
- 5 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期 (P1)
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間 (P2)
- 7 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価 (P4~5)

#### 【必須事項】

##### 必須1. 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域を設定する

## 必須2. 教育・保育の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

- 教育・保育提供区域ごとに、幼児期の学校教育・保育の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて、計画期間における「量の見込み」及び設定した「量に見込み」に対応する「確保の内容」、「実施時期」を設定する
- 認定の区分に加え、0歳、1歳、2歳、3－5歳の4区分で設定する。
  - 【1号認定】3－5歳、幼児期の学校教育のみ（幼稚園・認定こども園）
  - 【2号認定】3－5歳、保育の必要性あり（認可保育所・認定こども園）
  - 【3号認定】0－2歳、保育の必要性あり（認可保育所・認定こども園）
- 教育・保育施設、特定地域型保育事業別に設定する。
- 待機児童の中心である0－2歳の子どもの保育利用率について、計画期間内における目標値を設定する

(イメージ)

		令和●年度						
		1号	2号		3号	0歳	1歳	2歳
			幼稚園 希望	左記 以外				
<b>①量の見込み</b>		1,160 810	1,500 350	790	470	220	240	250
<b>②確保 方策</b>	特定教育・保 育施設	250	732	445	195	223	250	
	確認を受けな い幼稚園	1,305	－	－	－	－	－	
	特定地域型 保育事業	－	－	－	－	－	－	
	認可外保育 施設	－	70	30	5	10	25	
	<b>合計</b>	<b>1,555</b>	<b>802</b>	<b>475</b>	<b>200</b>	<b>233</b>	<b>275</b>	
<b>過不足 (②-①)</b>		<b>395</b>	<b>12</b>	<b>5</b>	<b>△ 20</b>	<b>△ 7</b>	<b>25</b>	
		幼稚園 ←		→ 保育所				

## 必須3. 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」・「確保の内容」・「実施時期」

- 教育・保育提供区域ごとに、市町村に居住する子どもの、地域子ども・子育て支援事業の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえ、計画期間における「量の見込み」及び設定した「量の見込み」に対応する「確保の内容」、「実施時期」を設定する。

(イメージ)

利用者支援事業	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
需要量の見込み	2	2	2	2	2
確保の内容	2	2	2	2	2

※事業ごとに記載

## 地域子ども・子育て支援事業（16事業）

- ① 利用者支援事業
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査事業
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ⑥ 子育て世帯訪問支援事業（新）※
- ⑦ 児童育成支援拠点事業（新）※
- ⑧ 親子関係形成支援事業（新）※
- ⑨ 子育て短期支援事業
- ⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）
- ⑪ 一時預かり事業
- ⑫ 時間外保育（延長保育）事業
- ⑬ 病児（病後児）保育事業
- ⑭ 放課後児童健全育成事業
- ⑮ 実費徴収に係る補足給付事業
- ⑯ 多様な事業者の参入促進事業

### ※⑥子育て世帯訪問支援事業…

- 要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業

### ※⑦児童育成支援拠点事業…

- 養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業

### ※⑧親子関係形成支援事業…

- 親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた 情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業（本市では、「子育てトレーニング教室事業」として既に実施済み）

## 必須4. 教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の普及に係る基本的考え方を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方、その推進方策、地域における教育・保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定める

## 必須5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の「確保の内容」

- 子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うことなどを定める

## 【任意記載事項】

### 任意 1. 基本理念

- 市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること

### 任意 2. 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 育児休業満了日（原則1歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることに留意
- 産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の計画的な整備等・市町村の実情に応じた施策を定めること

### 任意 3. 子どもに関する専門的な知識及び技術に要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

- 都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載
  - ・児童虐待防止対策の充実
  - ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
  - ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

### 任意 4. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること

### 任意 4 の 2. 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

- こども家庭センターなどの関係機関の連携会議の開催等及び関係機関の連携を推進する取組の促進について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。

### 任意 5. 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時期

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成時期を定めること

### 任意 6. 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間

- 市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（5年間）を定めること

### 任意 7. 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検および評価

- 各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること